

## 5月7日以降の県教育委員会の対応について

(令和2年5月1日現在)

- 県教育委員会としては、5月7日以降も、緊急事態宣言の期間、県立学校については、臨時休業を継続する。
  
- ただし、緊急事態宣言の期間が5月末までに満たない場合にあっては、宣言の期間を越えて、5月末まで臨時休業を継続する。
  
- 緊急事態宣言が正式に延長された場合、県本部全体の方針を受け、臨時休業の期間を明記し、県立学校長に通知するとともに、市町村教育委員会教育長に同様の措置をとるよう要請する。